

# ○津山工業高等専門学校学生準則

〔昭和38年4月1日〕  
規則第2号

改正 昭和47年4月1日規則第4号 昭和58年3月31日規則第2号  
昭和61年4月1日規則第3号 昭和62年12月15日規則第6号  
昭和63年2月1日規則第1号 平成元年6月28日規則第1号  
平成5年3月29日規則第2号 平成10年4月1日規則第2号  
平成10年12月15日規則第6号 平成12年3月31日規則第5号  
平成16年3月19日規則第4号 平成18年4月1日規則第3号

## 第1章 誓約書及び保証人

**第1条** 学生は、津山工業高等専門学校学則（以下「学則」という。）津山工業高等専門学校学生準則（以下「学生準則」という。）その他の規則を遵守し、本校学生としての、本分を全うするよう常に心がけなければならない。

**第2条** 入学を許可された者は、所定の期日までに別記様式第1号及び別記様式第1号の2により在学中の保証人が連署した誓約書及び保証書を提出しなければならない。

**第3条** 保証人となる者は、独立の生計を営む成年者で、次の各号のいずれかに該当しない者でなければならない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられた者
- (2) 破産者でいまだに復権しない者
- (3) 禁治産者及び準禁治産者

**第4条** 保証人が死亡し、又は資格を失った場合は、直ちに校長に対して新たに保証人となる者を定めて別記様式第2号による保証人変更届を提出しなければならない。

## 第2章 学生証

**第5条** 本校の学生は、毎学年の始め本校において交付する学生証の交付を受けて常時これを携帯し、本校職員の請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。

**第6条** 学生証は、その有効期間を終了したとき、又は退学するときには校長に返納しなければならない。

**第7条** 学生証を紛失し、又はき損したときには、直ちに校長に届け出て再交

付を受けなければならない。

### 第3章 休学・退学・欠席等

**第8条** 学生は、疾病その他の事由により、継続して3箇月以上修学することのできない見込みのときは、医師の診断書又は詳細な事由書を揃え学級担任教員を経て、校長に対して別記様式第3号により休学願を提出して、その許可を受けなければならない。

**第9条** 休学した者が、休学の事由がなくなったことにより復学しようとするときは、別記様式第4号による復学願を校長に提出して、その許可を受けなければならない。この場合、疾病により休学した者は、医師の診断書を添えなければならない。

**第10条** 学生が転学しようとするときは、別記様式第5号による転学願を校長に提出して、その許可を受けなければならない。

**第11条** 学生が退学しようとするときは、別記様式第6号による退学願を校長に提出して、その許可を受けなければならない。

**第12条** 学生は、改氏名その他一身上の異動があった時は、直ちに校長に届け出なければならない。

**第13条** 学生が住居を変更したときは、直ちに別記様式第7号による住居変更届を校長に提出しなければならない。

**第14条** 学生が欠席しようとするときは、事前に理由を明記して、学級担任教員を経て校長に別記様式第8号による欠席届を提出して、その許可を受けなければならない。ただし、やむを得ない事由により事前に提出できないときは、その理由を明記して、事後直ちに提出しなければならない。

2 疾病のため引き続いて1週間以上欠席するときは、医師の診断書を添えるものとする。

**第15条** 父母近親の喪に服するときは、別記様式第9号による忌引願を学級担任教員を経て、校長に提出してその許可を受けなければならない。

2 忌引の期間は、父母7日、祖父母、兄弟姉妹3日、曾祖父母、伯叔父母1日とする。

### 第4章 服装

**第16条** 学生は、別に定める標準服又は本校学生として体面を失しない服装を着用するものとする。

## 第5章 健康診断

**第17条** 学生は、毎年の定期又は臨時の健康診断を受けなければならない。

**第18条** 校長は、必要に応じて、学生に治療を命ずることがある。

## 第6章 学生会等

**第19条** 本校に、本校学生全員をもって構成する学生会をおく。

2 学生は、入学と同時に学生会の構成員とならなければならない。

**第20条** 学生会は、学校の指導のもとに、学生の自発的な活動を通じて、その人間形成を助長し、高等専門教育の目的達成に資することを目的とする。

**第21条** 学生会は、前条の目的を実現するために、次の各号に掲げる目標の達成に努めなければならない。

- (1) 学生生活を楽しく、豊かで規律正しいものにし、よい校風をつくる態度を養う。
- (2) 健全な趣味や豊かな教養を養い、個性の伸長を図る。
- (3) 心身の健康を助長し、余暇を活用する態度を養う。
- (4) 学校生活における集団の活動に積極的に参加し、自主性を育てるとともに、集団生活において協力し、民主的に行動する態度を養う。
- (5) 学生生活において自治的能力を養うとともに、公民としての資質を向上させる。

**第22条** 学生会活動を行うにあたっては、次に掲げる事項を遵守するとともに、法令及び学則、学生準則その他学校の定める諸規則に違反してはならない。

- (1) 学生会は、学校の教育方針に則り、学校の教育使命の達成に寄与すること。
- (2) 学生会は、本来の目的使命に則り、その目的を逸脱し、学園の秩序を乱すような活動を行わないこと。
- (3) 学生は、学生会の運営については常に深い関心を払い、その活動に積極的に参加すること。
- (4) 学生会は、会員の総意に基づいて運営され、また、いかなる場合においても、個人の思想、良心等に関する基本的な自由を侵さないこと。
- (5) 学生会は、学外活動を行うにあたっては、学校の承認と指導を受け、学生会の目的の範囲内において行動すること。
- (6) 学生会は、その目的使命の達成上必要があり、かつ、学生会の自主性が

阻害されないと認めて学校が承認した場合に限り，学外団体に加盟することができること。

**第23条** 学生会に，総会，評議会，役員，局及び部を置く。

2 総会は，少なくとも年1回開催するものとする。

3 評議会は，学級ごとに選出された評議員をもって構成し，学生会の運営に関する重要事項を審議する。

4 役員は，評議会において互選し，学生会の事務を処理する。

5 局の種類は，文化局及び運動局とする。

6 局をその活動内容に応じて相当数の部に分ける。

7 学生は，その希望によって部に所属するものとする。

**第24条** 学生会は，規約を制定して学校の承認を受けるものとする。規約の変更についても同様とする。

2 規約には，少なくとも次の事項を記載しなければならない。

(1) 名称

(2) 目的

(3) 構成

(4) 組織

(5) 役員の種類，任務及びその任期

(6) 総会，評議会の機能と権限

(7) 局及び部の種類とそれらの権限

(8) 会費に関すること。

(9) 会計に関すること。

(10) 指導教員に関すること。

(11) 会議の招集に関すること。

(12) 課外活動の連絡調整に関すること。

(13) 選挙に関すること。

(14) 会議，各局，会計に関すること。

(15) 事業計画及び予算，決算に関すること。

(18) 規約の改正に関すること。

(17) 規約の発効に関すること。

**第25条** 学生会は，毎年度，事業計画及び収支予算書について学校の承認を受け，また，事業報告書及び収支決算書を学校に提出するものとする。

**第26条** 学生会の指導については、校長の命を受けて、学生主事が総括する。

2 各局及び各部にそれぞれ指導教員を置く。

3 指導教員は、校長が命じ、学生主事の総括のもとに、局又は部の活動の指導にあたる。

**第27条** 学生が、学生会のほか、本校の学生をもって会員とする団体を結成しようとするときは指導教員を定め、団体の規約並びに指導教員及び会員の名簿を添え、責任代表者2名以上の署名捺印のうえ学生主事を経て、校長に別記様式第10号による学生団体結成願を提出して、その許可を受けなければならない。

**第28条** 前条の団体の行為が、本校の目的に反すると認められるときには校長がその解散を命ずることがある。

**第29条** 学生が、団体として校外団体に参加しようとするときは、当該校外団体の目的、規約及び役員に関する事項並びに参加の目的を記載した文書を添え、責任代表者の署名捺印のうえ、学生主事を経て、校長に別記様式第11号による校外団体参加願を提出して、その許可を受けなければならない。

**第30条** 前条の校外団体の行為が、本校の目的に反すると認められるときには、校長は許可を取り消すことがある。

## 第7章 集会

**第31条** 学生が、校内において、又は校外において本校名を使用して、集会、催物その他の行事を行おうとする場合には、別記様式第12号による許可願を、1週間以前に、責任代表者から学生主事を経て、校長に提出して、その許可を受けなければならない。この場合、その実施に関しては学生主事の指示に従うものとする。

**第32条** 前条の場合、本校学生の本分にもとるような行為が認められるときは、その中止を命ずることがある。

## 第8章 印刷物の配布及び販売

**第33条** 学生が、校内において、又は校外において本校名を使用して、雑誌、新聞、パンフレット等の印刷物を配布し、又は販売しようとするときは、当該印刷物2部を学生主事を経て、校長に提出してその許可を受けなければならない。

## 第9章 掲示

**第34条** 学生が、校内において、又は校外において本校名を使用して、ビラ、

ポスター類を掲示しようとするときは、当該掲示物の写をそえて当該掲示物を学生主事に提出して、その許可を受けなければならない。

2 学内に掲示するときには、本校の定める掲示場に掲示しなければならない。

#### 第10章 施設、設備の使用

**第35条** 学生及びその団体が、本校の施設、設備を使用しようとする場合には、別記様式第12号による許可願を、学生主事を経て、校長に提出して、その許可を受けなければならない。ただし、日常その使用を認められた施設、設備についてはこの限りでない。

#### 第11章 雑則

**第36条** この学生準則の施行に際して必要あるときは、さらに施行細則を定める。

#### 附 則

この準則は、昭和38年4月1日から施行する。

#### 附 則（昭和47年4月1日規則第4号）

この準則は、昭和47年4月1日から施行する。

#### 附 則（昭和58年3月31日規則第2号）

この準則は、昭和58年4月1日から施行する。

#### 附 則（昭和61年4月1日規則第3号）

この準則は、昭和61年4月1日から施行する。

#### 附 則（昭和62年12月15日規則第6号）

この準則は、昭和62年12月15日から施行する。

#### 附 則（昭和63年2月1日規則第1号）

この準則は、昭和63年2月1日から施行する。

#### 附 則（平成元年6月28日規則第1号）

この準則は、平成元年6月28日から施行し、平成元年1月8日から適用する。

#### 附 則（平成5年3月29日規則第2号）

この準則は、平成5年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成10年4月1日規則第2号）

この準則は、平成10年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成10年12月15日規則第6号）

この準則は、平成10年12月15日から施行する。

#### 附 則（平成12年3月31日規則第5号）

この準則は、平成12年4月1日から施行する。

**附 則**（平成16年3月19日規則第4号）

この準則は、平成16年4月1日から施行する。

**附 則**（平成18年4月1日規則第3号）

この準則は、平成18年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第2条関係）

誓 約 書

津山工業高等専門学校長 殿

私は、津山工業高等専門学校学生として在学中、学則その他諸規則を守ることはもちろん、学籍を離れた後も在学中に生じた一切の義務は、必ず責任を持って履行することを保証人連署をもって誓約いたします。

年 月 日

本人（学生）入学後の住所 〒

電話

学 科

ふりがな

氏 名

（ 年 月 日生）

第1保証人（保護者） 現住所 〒

電話

ふりがな

氏 名

（ 年 月 日生）

本人との続柄

第2保証人（保護者） 現住所 〒

電話

ふりがな

氏 名

（ 年 月 日生）

本人との続柄

- (注) 1 第1保証人は、保護者であること。  
2 第2保証人は、津山市に在住または勤務している人が望ましい。  
3 氏名の文字は、略字を使用しないこと。  
4 保証人が、住所を変更した場合は速やかに届け出ること。



別記様式第1号の2 (第2条関係)

保 証 書

学 科	
入学年度	

出 納 役  
津山工業高等専門学校  
総務課長 殿

連 帯 保 証 人	現 住 所	〒	府	郡	町 電話	
			県	市	村	番地
	氏 名		印	生年月日	年 月 日生	
	学生との続柄					
	連 絡 先	電話				

下記の者に対する在学中の授業料等の金銭については、本人と連帯してその債務を履行いたします。

なお、連帯保証人の変更及び転居等の場合は速やかにお届けいたします。以上のことを確約するために本書を提出します。

記

学 生	入 学 後 の 住 所	〒	府	郡	町 電話	
			県	市	村	番地
	保護者氏名					
	氏 名		印	生年月日	年 月 日生	

- (注) 1 連帯保証人は、保護者又はなるべく岡山県に居住する独立の生計を営む成年者で身元確実であり、かつ、弁済能力を有するものとする。  
2 この保証書は、入学の手続きの際、必ず提出すること。

別記様式第2号（第4条関係）

保 証 人 変 更 届		年	月	日
津山工業高等専門学校長 殿				
		工学科	年	組
		氏名		
下記のとおり保証人を変更しましたので、お届けします。				
記				
1	事由			
2	新保証人			
		現住所	〒	
			電話	
		ふりがな		
		氏名		印
		本人との続柄		
3	変更期日	年	月	日

(注) 保証書の連帯保証人が変更となる場合のみ、押印を必要とする。

別記様式第3号（第8条関係）

休 学 願

学 承	
級	
担	
任 認	

年 月 日

津山工業高等専門学校長 殿

工学科 年 組  
氏 名

保護者（本人との続柄 ）  
住 所  
氏 名

下記の事由により休学したいので、ご許可くださるようお願いします。

記

1 休学の事由

2 休学の期間 年 月 日から  
年 月 日まで

- (注) 1 病気の場合は、医師の診断書を添付すること。  
2 病気以外の場合は、詳細な事由書を添付すること

別記様式第4号（第9条関係）

復 学 願

学 承	
級	
担	
任 認	

年 月 日

津山工業高等専門学校長 殿

工学科 年 組  
氏 名

保護者（本人との続柄 ）  
住 所  
氏 名

下記により休学中のところ 年 月 日から復学したいので、御許可  
くださるようお願いします。

記

1 休学の事由

2 休学の期間 年 月 日から  
年 月 日まで

- (注) 1 病気による休学の場合は、復学に支障がない旨の医師の診断書を添付  
すること。  
2 休学期間満了とともに復学しようとする者も、復学願を提出すること。

別記様式第5号（第10条関係）

転学願

年 月 日

津山工業高等専門学校長 殿

工学科 年 組  
氏 名

保護者（本人との続柄 ）  
住 所  
氏 名

下記の事由により転学したいので、ご許可くださるようお願いします。

記

- 1 転学年月日 年 月 日
- 2 転学先校等 高等学校（全日制・定時制昼間、夜間）  
高等専門学校
- 3 転学の事由

学級担任所見

氏 名

別記様式第6号（第11条関係）

退 学 願

学 承	
級	
担	
任 認	

年 月 日

津山工業高等専門学校長 殿

工学科 年 組  
氏 名  
保護者（本人との続柄 ）  
住 所  
氏 名

下記事由により退学したいので、御許可くださるようお願いします。

記

退学の事由

（退学希望年月日 年 月 日付）

- （注）
- 1 病気による場合は、医師の診断書を添付すること。
  - 2 高等学校等他校に転入学する場合は、当該学校名を記載すること。

別記様式第7号（第13条関係）

住 所 変 更 届

年 月 日

学 承 級 担 任 認	
-------------------------	--

津山工業高等専門学校長 殿

工学科 年 組  
氏 名  
保護者（本人との続柄 ）  
住 所  
氏 名

下記のとおり住居を変更しましたので、お届けします。

記

- 1 変更期日 年 月 日
- 2 本人住所

新	郵便番号（ ） 電話（ ）
旧	

- 3 保護者住所

新	郵便番号（ ） 電話（ ）
旧	

別記様式第8号（第14条関係）

欠 席 届

学 承	
級	
担	
任 認	

年 月 日

津山工業高等専門学校長 殿

工学科 年 組  
(出席番号) 番 (氏 名)

下記により欠席しますので、お届けします。

記

- 1 事由
- 2 欠席期間 年 月 日 ( 曜日) から  
年 月 日 ( 曜日) まで

(注)

- 1 疾病のため引き続いて1週間以上欠席するときは、医師の診断書を添付すること。
- 2 欠席する場合には、この届のほか、別の様式による「欠課届」を欠席当日の全教科について、それぞれの担当教員に直接提出すること。
- 3 公認欠席は、別の様式により提出すること。



別記様式第9号（第15条関係）

忌 引 願

学 承 級 担 任 認	
----------------------	--

年 月 日

津山工業高等専門学校長 殿

工学科 年 組  
氏 名

下記のとおり忌引したいので、御許可くださるようお願いします。

記

- 1 続柄
- 2 期間

年 月 日（ 曜日）から  
年 月 日（ 曜日）まで

別記様式第10号（第27条関係）

学 生 団 体 結 成 願

年 月 日

津山工業高等専門学校長 殿

責任代表者

工学科 年 組

氏 名

工学科 年 組

氏 名

工学科 年 組

氏 名

下記のとおり学生団体を結成したいので、御許可くださるようお願いいたします。

記

1 団体の名称

2 目 的

3 組 織

4 結 成 期 日 年 月 日

5 部 室

6 指 導 教 員 印

7 団 体 規 約（別添）

8 会 員 名 簿（別添）

（注） 責任代表者2名以上が署名すること。

別記様式第11号（第29条関係）

校 外 団 体 参 加 願

年 月 日

津山工業高等専門学校長 殿

責任代表者

工学科 年 組

氏 名

下記のとおり校外団体に参加したいので，御許可くださるようお願いいたします。

記

- 1 校外団体の名称
- 2 校外団体の所在地（参加の場所）
- 3 校外団体の目的・規約及び役員に関する事項（別添）
- 4 参加の目的（別添）
- 5 参加の期日 年 月 日から  
年 月 日まで
- 6 参加者名

別記様式第12号（第31条，第35条関係）

許 可 願

年 月 日

津山工業高等専門学校長 殿

責任代表者  
工学科 氏名  
年 部（同好会）  
組

下記のとおり御許可くださるようお願いいたします。

記

- 1 許可の種類 施設・設備使用許可願 集会・行事許可願  
対外試合許可願 その他（ ）
- 2 目的
- 3 主催
- 4 場所 学内 学外
- 5 使用施設・設備又は会場名
- 6 引率者氏名
- 7 日 時

学 内					学 外								
○	年	月	日	時 分 ~ 時 分 まで	集 集 合 散 散	場 日 予 日	所 時 定 時	場 所	年	月	日	時	分
○	年	月	日	時 分 ~ 時 分 まで					年	月	日	時	分

関係各部（同好会）サイン

備考

裏面

8 参加者

	学 年 組	氏 名		学 年 組	氏 名
1			2 3		
2			2 4		
2 2			4 4		

(注) 提出書類の確認順序

- 1 学外の場合 指導教員→学生主事補→学生生活係
- 2 学内の場合 指導教員→体育教員→学生主事補→学生生活係 (体育局)  
指導教員→学生主事補→学生生活係 (文化局)
- 3 参加者は、書き込んだもののコピーでも可。